

9月14日 食品衛生分科会

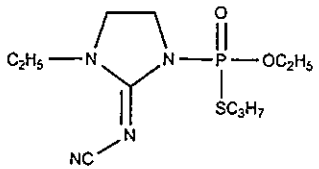
報告事項に関する資料

(2) 報告事項

① 農薬等

- ・イミシアホス（適用拡大申請） 1～ 3
- ・キノメチオナート（暫定基準の見直し+適用拡大申請）
. 4～ 8
- ・サフルフェナシル（インポートトレランス申請） . 9～14
- ・シフルメトフェン（インポートトレランス申請） . 15～20
- ・プロヘキサジオンカルシウム塩（暫定基準の見直し） 21～26
- ・メパニピリム（暫定基準の見直し+適用拡大申請） 27～31
- ・アバメクチン（適用拡大申請+インポートトレランス申請）
. 32～37
- ・アルトレノゲスト（暫定基準の見直し+インポートトレランス
申請） 38～40
- ・クロサンテル（暫定基準の見直し+本基準の改正） 41～43

イミシアホス (Imicyafos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があった。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺線虫剤である。線虫に対する作用機序は明らかではないが、その構造からコリンエステラーゼ活性を阻害することにより、殺線虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫	ごぼう、だいこん/ネグサレセンチュウ 等										
我が国の登録状況	ごぼう、だいこん、にんじん等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・強制経口) 無毒性量 0.05 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 0.01 mg/kg 体重 [設定根拠] コリンエステラーゼ活性影響試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 1 mg/kg 体重 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イミシアホスとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1433 1436 1668"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>41.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>67.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>39.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>46.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^注。</p> <p>注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	41.0	幼小児 (1~6歳)	67.6	妊婦	39.9	高齢者 (65歳以上)	46.5
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	41.0										
幼小児 (1~6歳)	67.6										
妊婦	39.9										
高齢者 (65歳以上)	46.5										
意見聴取の状況	平成 28 年 8 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.02		申			<0.005, <0.005
ばれいしょ	0.1	0.1	○			<0.001, 0.020(\$)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.001, <0.001
やまいも(長いもをいう。)	0.05		申			0.008, 0.013
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.03	0.03	○			<0.001-0.012(\$)(n=6)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	1	○			0.087, 0.372(\$)(つまみ菜)
はくさい	0.1		申			<0.005, 0.014(\$)
キャベツ	0.02		申			<0.005, <0.005
ごぼう	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2		申			0.03-0.714(\$)(n=4)
にら	0.02		申			<0.005, <0.005
その他のゆり科野菜	0.02		申			0.001(らっきょう), 0.004
にんじん	0.03	0.03	○			0.008, 0.008
トマト	0.3	0.3	○			0.054, 0.068
ピーマン	0.7		申			0.05, 0.27(\$)
なす	0.3	0.3	○			0.050, 0.056
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.1	○・申			0.07, 0.12(\$)
すいか	0.1	0.02	○・申			0.010, 0.016(\$)
メロン類果実	0.05	0.05	○			0.002, 0.010(\$)
その他のうり科野菜	0.2		申			0.010, 0.040(\$)(にがうり)
ほうれんそう	0.5		申			0.016, 0.114(\$)
オクラ	0.03	0.03	○			<0.005, 0.006
えだまめ	0.02		申			<0.005, 0.005
その他の野菜	0.2		申			0.04, 0.05(つるむらさき)
いちご	0.2	0.2	○			0.017, 0.032(\$)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

イミシアホス

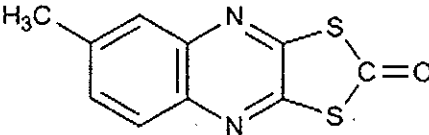
食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.02
ばれいしょ	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1
はくさい	0.1
キャベツ	0.02
ごぼう	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2
にら	0.02
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.02
にんじん	0.03
トマト	0.3
ピーマン	0.7
なす	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
すいか	0.1
メロン類果実	0.05
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.2
ほうれんそう	0.5
オクラ	0.03
えだまめ	0.02
その他の野菜 ^{注3)}	0.2
いちご	0.2

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

キノメチオナート (Chinomethionat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤・殺菌剤										
作用機構	キノキサリン系の殺ダニ剤・殺菌剤である。代謝過程で触媒的に働く金属イオンを捕獲し、酵素活性を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。殺ダニ剤としての作用機構は不明である。										
適用作物/適用病害	きゅうり/うどんこ病 等										
我が国の登録状況	きゅうり、トマト、すいか等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	1987年に JMPR における毒性評価が行われているが、国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州において仁果類、核果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0064 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.644 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 1.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 一般薬理試験 (雌マウス及び雄ウサギ・単回経口) 無毒性量 150 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：キノメチオナートとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1489 1428 1713"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>61.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>30.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	25.3	幼小児 (1~6歳)	61.4	妊婦	23.6	高齢者 (65歳以上)	30.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	25.3										
幼小児 (1~6歳)	61.4										
妊婦	23.6										
高齢者 (65歳以上)	30.0										
意見聴取の状況	平成28年8月9日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
その他の豆類		0.3				
ばれいしょ		0.3				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.3				
かんしょ		0.3				
やまいも(長いもをいう。)		0.3				
こんにゃくいも		0.3				
その他のいも類		0.3				
てんさい		0.3				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.3				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.3				
かぶ類の根		0.3				
かぶ類の葉		0.3				
西洋わさび		0.3				
クレソン		0.3				
はくさい		0.3				
キャベツ		0.3				
芽キャベツ		0.3				
ケール		0.3				
こまつな		0.3				
きょうな		0.3				
チンゲンサイ		0.3				
カリフラワー		0.3				
その他のあぶらな科野菜		0.3				
ごぼう		0.3				
サルシフィー		0.3				
アーティチョーク		0.3				
チコリ		0.3				
エンダイブ		0.3				
しゅんぎく		0.3				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.3				
その他のきく科野菜		0.3				
たまねぎ		0.3				
ねぎ(リーキを含む。)		0.3				
にんにく		0.3				
にら		0.3				
アスパラガス		0.3				
わけぎ		0.3				
その他のゆり科野菜		0.3				
にんじん		0.3				
パースニップ		0.3				
セロリ		0.3				
みつば		0.3				
その他のせり科野菜		0.3				
トマト	0.5	0.5	○			0.03-0.18(\$)(n=4)
ピーマン	1	1.0	○			0.20, 0.41
なす	0.5	0.5	○			<0.05-0.34(\$)(n=9)
その他のなす科野菜		0.3				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.028-0.20(\$)(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しろわり		0.5				
すいか	0.02	0.02	○			
メロン類果実	0.1	0.1	○			
まくわり	0.1	0.1	○			
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			0.180(#), 0.182(#)(にがうり)
ほうれんそう		0.3				
たけのこ		0.5				
オクラ	0.5	0.5	○			0.085, 0.17
しょうが		0.3				
未成熟いんげん		0.3				
えだまめ		0.3				
マッシュルーム		0.3				
しいたけ		0.3				
その他のきのこ類		0.3				
その他の野菜	0.5	0.5	○			0.16, 0.20(さくら菜)
みかん	0.1	0.5	○			<0.01-0.03(\$)(n=5)
なつみかんの果実全体	0.7	0.5	申			0.19, 0.24
レモン	0.7	0.5	申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.5	申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.7	0.5	申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	0.5	申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.5	申			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.2	申			<0.01-0.27(#)(n=6)
日本なし	0.5	0.5				
西洋なし	0.5	0.5				
マルメロ	0.5	0.5				
びわ	0.5	0.5				
もも	0.5	0.5				
ネクタリン	0.5	0.5				
あんず(アプレコットを含む。)	0.5	0.5				
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.5	0.5				
うめ	0.5	0.5				
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5				
いちご	0.5	0.5	○			0.13, 0.10
ラズベリー		0.3				
ブラックベリー		0.3				
ブルーベリー		0.3				
クランベリー		0.3				
ハuckleベリー		0.3				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき	0.05	0.05	○			<0.006(#), 0.010(#)(\$)
バナナ		0.3				
キウイ		0.3				
パパイヤ		5.0				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.3				
グアバ		0.3				
マンゴー		0.3				
パッションフルーツ		0.3				
その他の果実		0.3				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.3				
くり		0.3				
ペカン		0.3				
アーモンド		0.1				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.02				
その他のスパイス	5	0.5	申			0.04-2.40(\$)(n=6)(みかん果皮)
その他のハーブ	0.2	0.5	○			<0.04,<0.04(みょうが)

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

キノメチオナート

食品名	残留基準値		
	ppm		
トマト	0.5	注1)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。	
ピーマン	1		
なす	0.5		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5		
すいか	0.02		
メロン類果実	0.1		
まくわり	0.1		
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.5		
オクラ	0.5		
その他の野菜 ^{注2)}	0.5		
みかん	0.1		注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.7		
レモン	0.7		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7		
グレープフルーツ	0.7		
ライム	0.7		
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	0.7	注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。	
りんご	0.5		
日本なし	0.5		
西洋なし	0.5		
マルメロ	0.5		
びわ	0.5	注5)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。	
もも	0.5		
ネクタリン	0.5		
あんず(アプリコットを含む。)	0.5		
すもも(プルーンを含む。)	0.5		
うめ	0.5		
おうとう(チェリーを含む。)	0.5		
いちご	0.5		
かき	0.05	注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。	
その他のスパイス ^{注4)}	5		
その他のハーブ ^{注5)}	0.2		

サフルフェナシル (Saflufenacil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があった。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルアミド系の除草剤である。プロトポルフィリノーゲン IX オキシダーゼを阻害することにより殺草効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用雑草	とうもろこし、ヒヨコマメ/広葉雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録されていない。										
諸外国の状況	2011年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はとうもろこし、畜産物等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、畜産物等に、カナダにおいてアーモンド、畜産物等に、EUにおいて豆類、畜産物等に、豪州において穀類、畜産物等に、ニュージーランドにおいて畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.009 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18ヶ月間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 0.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : <u>一般 (1歳以上) : 設定の必要なし</u> 一般の集団に対しては、単回経口投与等により生じる可能性のある毒性影響は認められなかったため、ARfD は設定する必要がないと判断した。 <u>妊婦又は妊娠している可能性のある女性 : 0.05 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 発生毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：サフルフェナシルとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>62.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>60.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>21.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、妊産婦又は妊</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	28.4	幼小児 (1~6歳)	62.3	妊婦	60.8	高齢者 (65歳以上)	21.9
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	28.4										
幼小児 (1~6歳)	62.3										
妊婦	60.8										
高齢者 (65歳以上)	21.9										

	<p>娠している可能性のある女性（14～50歳）における摂取量は、急性参照用量（ARfD）を超えていない^注。</p> <p>注）基準値案を用い、平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成28年8月9日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメントを実施する予定 （WTO 通報は対象外）</p>
答申案	<p>別紙2のとおり。</p>

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.6	0.03	IT		0.6	米国	【<0.01-0.50(#)(n=29)(米国)】
大麦	1	0.03	IT	0.01	1	米国	【0.12-0.545(#)(n=15)(米国)】
ライ麦	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国小麦、とうもろこし、ソルガム参照】
とうもろこし	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(#)(n=7)(米国)】
そば	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国小麦、とうもろこし、ソルガム参照】
その他の穀類	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(#)(n=9)(ソルガム)(米国)】
大豆	0.3	0.3		0.3			
小豆類	0.3	0.3		0.3	0.3	米国	【米国えんどう、そら豆参照】
えんどう	0.3	0.3		0.3	0.3	米国	【<0.01-0.05(#)(n=9)(米国)】
そら豆	0.3	0.3		0.3	0.3	米国	【<0.01-0.23(#)(n=10)(米国)】
その他の豆類	0.3	0.3		0.3	0.3	米国	【<0.01(#)(n=11)(ひよこ豆)(米国)】
さとうきび	0.05		IT		0.05	米国	【<0.0006-0.02 (n=9)(ブラジル)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01			0.01			
未成熟えんどう	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(#)(n=9)(米国)】
未成熟いんげん	0.03	0.03			0.03	米国	【米国未成熟えんどう、えだまめ参照】
えだまめ	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(#)(n=30)(米国)】
その他の野菜	0.01	0.01		0.01			
なつみかんの果実全体	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
レモン	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=5)(米国)】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=6)(米国)】
グレープフルーツ	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=6)(米国)】
ライム	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
その他のかんきつ類果実	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
りんご	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=15)(米国)】
日本なし	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国りんご、西洋なし参照】
西洋なし	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=10)(米国)】
マルメロ	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国りんご、西洋なし参照】
ネクタリン	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国プラム、おうとう参照】
あんず(アプリコットを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国プラム、おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=10)(プラム)(米国)】
うめ	0.01	0.01		0.01			
おうとう(チェリーを含む。)	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=6)(米国)】
ぶどう	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01 (n=10)(米国)】
バナナ	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.002-<0.01(n=14)(ブラジル)】
マンゴー	0.03	0.03			0.03	米国	【<0.002(n=2)(ブラジル)】
その他の果実	0.03	0.01	IT	0.01	0.03	米国	【<0.01(n=4)(オリーブ)(米国)】
ひまわりの種子	1	1		0.7	1	米国	【0.0399-0.867(#)(n=8)(米国)】
ごまの種子	0.5	0.5			0.45	米国	【米国なたね参照】
べにばなの種子	1	1			1	米国	【米国ひまわり参照】
綿実	0.2	0.2		0.2	0.2	米国	【<0.01(#)(n=23)(米国)】
なたね	0.6	0.6		0.6			【<0.01-0.482(#)(n=19)(米国)】
その他のオイルシード	1	1			1	米国	【米国ひまわり参照】
ぎんなん	0.01	0.01		0.01			
くり	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国アーモンド、ヘカン参照】
ペカン	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=5)(米国)】
アーモンド	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.01(n=5)(米国)】
くるみ	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国アーモンド、ヘカン参照】
その他のナッツ類	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【米国アーモンド、ヘカン参照】
コーヒー豆	0.03	0.03		0.01	0.03	米国	【<0.003-<0.01(n=8)(ブラジル)】
その他のスパイス	0.01			0.01			
牛の筋肉	0.02	0.01	IT	0.01	0.02	米国	【推:0.02(米国)】
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.01	IT	0.01	0.02	米国	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.04	0.01	IT	0.01	0.04	米国	【推:0.041(米国)】

食品名	基準値 案 ppm'	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04	0.01	IT	0.01	0.04: 米国	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	50	0.8	IT	0.3	50: 米国	【推:46.48(米国)】【推:0.44(JMPR)】
豚の肝臓	0.8	0.8		0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	50	0.8	IT	0.3	50: 米国	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.3	0.3		0.3		【推:0.24(米国)】【推:0.01(JMPR)】
豚の腎臓	0.3	0.3		0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3		0.3		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.3	0.3		0.3		【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.3	0.3		0.3		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.3		0.3		【牛の腎臓参照】
乳	0.01	0.01		0.01		【推:0.01】

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

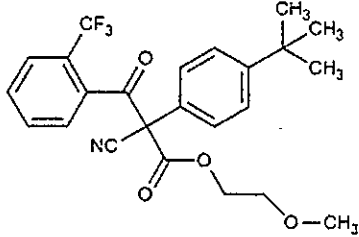
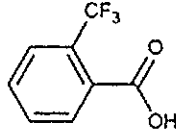
推: 推定される残留量であることを示す

サフルフェナシル

食品名	残留基準値	
	ppm	
小麦	0.6	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大麦	1	
ライ麦	0.03	
とうもろこし	0.03	
そば	0.03	
その他の穀類 ^{注1)}	0.03	
大豆	0.3	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
小豆類 ^{注2)}	0.3	
えんどう	0.3	
そら豆	0.3	
その他の豆類 ^{注3)}	0.3	
さとうきび	0.05	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	
未成熟えんどう	0.03	
未成熟いんげん	0.03	
えだまめ	0.03	
その他の野菜 ^{注4)}	0.01	
なつみかんの果実全体	0.03	
レモン	0.03	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.03	
グレープフルーツ	0.03	
ライム	0.03	
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	0.03	
りんご	0.03	注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
日本なし	0.03	
西洋なし	0.03	
マルメロ	0.03	
ネクタリン	0.03	
あんず(アプリコットを含む。)	0.03	
すもも(プルーンを含む。)	0.03	
うめ	0.01	
おうとう(チェリーを含む。)	0.03	
ぶどう	0.03	
バナナ	0.03	
マンゴー	0.03	
その他の果実 ^{注6)}	0.03	
ひまわりの種子	1	注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
ごまの種子	0.5	
べにばなの種子	1	
綿実	0.2	
なたね	0.6	
その他のオイルシード ^{注7)}	1	
ぎんなん	0.01	
くり	0.03	
ペカン	0.03	
		注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
		注7)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
アーモンド	0.03	注8)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
くるみ	0.03	
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.03	
コーヒー豆	0.03	
その他のスパイス ^{注9)}	0.01	注9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.02	注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.04	注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04	
牛の肝臓	50	注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の肝臓	0.8	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	50	
牛の腎臓	0.3	注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の腎臓	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	
牛の食用部分 ^{注11)}	0.3	注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	
乳	0.01	

シフルメトフェン (Cyflumetofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があった。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	ベンゾイルアセトニトリル系の殺ダニ剤である。ミトコンドリアの電子伝達系複合体 II を阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用品害虫名	かんきつ/ミカンハダニ 等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	2014年に JMPR における毒性評価が行われ、ADI が設定され、ARFD は設定の必要なしとされている。国際基準はかんきつ、畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてナッツ類、トマト等に、カナダにおいてぶどう、かんきつ等に、EU においてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.092 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 9.21 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARFD : 設定の必要なし シフルメトフェンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARFD) は設定する必要がないと判断した。										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物についてはシフルメトフェンとし、畜産物についてはシフルメトフェン及び代謝物 B-1 (α, α, α-トリフルオロ-ο-トルイル酸) とする。  代謝物 B-1										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1825 1444 2072"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>54.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>32.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	29.1	幼小児 (1~6歳)	54.5	妊婦	23.8	高齢者 (65歳以上)	32.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	29.1										
幼小児 (1~6歳)	54.5										
妊婦	23.8										
高齢者 (65歳以上)	32.0										
意見聴取の状況	平成28年8月9日に在京大使館への説明を実施										

	今後、パブリックコメント及びWTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○				<0.05, <0.05
その他のきく科野菜	25	25	○				16.8(\$), 6.77(食用ぎく)
トマト	0.4		IT	0.3	0.4	米国	[0.01-0.15(n=16)(米国)]
ピーマン	5	5	○				2.63, 0.56
なす	2	2	○				0.59, 0.46
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○				0.38(\$), 0.18
すいか	0.2	0.2	○				<0.05, <0.05
メロン類果実	0.2	0.2	○				<0.05, <0.05
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○				0.20, <0.05(とうがん)
その他の野菜	70	70	○				53.4(\$), 40.3(モロヘイヤ)
みかん	0.2	0.2	○				<0.05, <0.05
なつみかんの果実全体	5	5	○	0.3			2.21(\$), 0.37
レモン	10	10	○	0.3			その他のかんきつ参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○	0.3			その他のかんきつ参照
グレープフルーツ	10	10	○	0.3			その他のかんきつ参照
ライム	10	10	○	0.3			その他のかんきつ参照
その他のかんきつ類果実	10	10	○	0.3			4.14(すだち)/3.10(かぼす)
りんご	2	2	○	0.4			0.95(\$), 0.50
日本なし	2	2	○	0.4			0.94(\$), 0.41
西洋なし	2	2	○	0.4			日本なし参照
マルメロ	0.4			0.4			
びわ	0.3	0.3	○				0.06, 0.06
もも	0.2	0.2	○				<0.05, <0.05
ネクタリン	2	2	○				0.90, 0.77
あんず(アブロットを含む。)	10	10	○				うめ参照
すもも(ブルーンを含む。)	1	1	○				0.36(\$), <0.05
うめ	10	10	○				3.80(\$), 2.07
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○				3.28(\$), 2.48
いちご	2	2	○	0.6			1.00, 0.90
ぶどう	3	3	○	0.6			1.39(\$), 0.44
その他の果実	2	2	○	0.01			0.95, 0.92(いちじく)
ぎんなん	0.01		IT	0.01	0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
くり	0.01		IT	0.01	0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.01		IT	0.01	0.01	米国	【<0.002-<0.01(n=8)(米国)】
アーモンド	0.01		IT	0.01	0.01	米国	【<0.002-<0.01(n=5)(果実)(米国)】
くるみ	0.01		IT	0.01	0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.01		IT	0.01	0.01	米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	15	15	○				10.0(\$), 1.9
その他のスパイス	20	20	○				10.16(\$), 4.65(みかん果皮)
その他のハーブ	0.05	0.05	○				<0.01, <0.01(みょうが)
牛の筋肉	0.01			0.01			
豚の筋肉	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01			
牛の脂肪	0.01			0.01			
豚の脂肪	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01			
牛の肝臓	0.02			0.02			
豚の肝臓	0.02			0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02			0.02			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.02			0.02		
豚の腎臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02			0.02		
牛の食用部分	0.02			0.02		
豚の食用部分	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02			0.02		
乳	0.01			0.01		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
 ○:既に、国内において農業登録のあるもの
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

シフルメトフェン

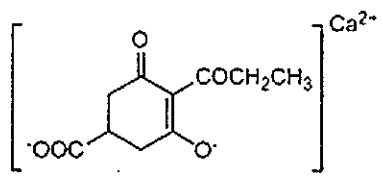
食品名	残留基準値 ppm	
やまいも(長いもをいう。)	0.2	※今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、農
その他のきく科野菜 ^{注1)}	25	産物についてはシフルメトフェンをいい、畜産物
トマト ピーマン なす	0.4 5 2	についてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α , α , α -トリフルオロ- <i>o</i> -トルイル酸】をシフルメ トフェン含量に換算したものの和をいう。
きゅうり(ガーキンを含む。) すいか メロン類果実 その他のうり科野菜 ^{注2)}	1 0.2 0.2 0.5	注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のう ち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコ リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外 のものをいう。
その他の野菜 ^{注3)}	70	注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のう ち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.2 5 10 10 10 10 10	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、 てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野 菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科 野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、 未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	2 2 2 0.4 0.3	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。 注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ 類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 2 10 1 10 10	のものをいう。 注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ 類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、 びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おう とう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ ウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及
いちご	2	びスパイス以外のものをいう。
ぶどう	3	注6)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎ
その他の果実 ^{注5)}	2	んなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外 のものをいう。
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類 ^{注6)}	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01	注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西 洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、 ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
茶	15	注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレ
その他のスパイス ^{注7)}	20	ゾン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及
その他のハーブ ^{注8)}	0.05	びセロリの葉以外のものをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注10)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01

注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

プロヘキサジオンカルシウム塩 (Prohexadione-calcium)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	シクロヘキサジオン系の植物成長調整剤である。ジベレリンの生成阻害による活性ジベレリン量の低下により、伸長抑制がもたらされると考えられている。										
適用作物/使用目的	水稻/節間短縮による倒伏軽減 等										
我が国の登録状況	水稻、キャベツ等に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてらっかせい、仁果類等に、EU においてりんご、穀類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.2 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 20 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD : 設定の必要なし 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、雌ラットを用いた急性毒性試験の 910 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質 : プロヘキサジオンカルシウム塩及びプロヘキサジオンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="574 1545 1436 1792"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	0.8	幼小児 (1~6 歳)	1.9	妊婦	0.7	高齢者 (65 歳以上)	0.8
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	0.8										
幼小児 (1~6 歳)	1.9										
妊婦	0.7										
高齢者 (65 歳以上)	0.8										
意見聴取の状況	平成 28 年 8 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			
小麦	0.5	0.5	○			0.18(#), 0.20(#)
大麦	0.1	0.2	○			<0.02-<0.05 (n=4)
ライ麦	0.1	0.2			0.1 EU	【<0.05(n=15)(大麦), <0.05-0.07(#)(n=21)(小麦)(EU)】
とうもろこし		0.2				
そば		0.2				
その他の穀類	0.1	0.2			0.1 EU	【<0.05(n=15)(大麦), <0.05-0.07(#)(n=21)(小麦)(EU)】
大豆		0.1				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい	1	0.6			1.0 米国	【<0.05-0.68(#)(n=13)(米国)】
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.05				
かぶ類の根		0.05				
かぶ類の葉		0.05				
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい		0.2				
キャベツ	0.2	0.2	○			<0.02-0.05(#)(§)(n=4)
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.05				
その他のさく科野菜		0.05				
たまねぎ		0.05				
ねぎ(リーキを含む。)		0.05				
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				

食品名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
セロリ みつば その他のせり科野菜		0.05 0.05 0.05				
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜		0.05 0.05 0.05 0.05				
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類 その他の野菜		0.05 0.05 0.05 0.05				
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実		0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05 0.05				
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.3	2 2 2 2 2	○			<0.02-0.08(\$)(n=3)
もも ネクタリン あんず(アブリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.4	0.05 0.05 2 2 2 2			0.4 米国	【<0.01-0.20(n=8)(米国)】
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	2	2 2 2 2 2 2 2	○			0.12(#),0.66(#)(\$),0.50(#),0.48(#)
ぶどう かき		2 0.05				
バナナ キウイ パパイヤ		0.05 0.05 0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
アボカド		0.05				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		2				
その他の果実		2				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.1				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		2				
その他のハーブ		0.05				
牛の筋肉	0.01	0.05				推:0.004
豚の筋肉	0.01	0.05				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.05				(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.01	0.05				推:0.004
豚の脂肪	0.01	0.05				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.05				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05	米国	推:0.021
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05	米国	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05	米国	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.1	0.08		0.10	米国	推:0.133
豚の腎臓	0.1	0.08		0.10	米国	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.08		0.10	米国	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05	米国	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05	米国	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05	米国	(牛の肝臓参照)
乳	0.01	0.01				推:0.001
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の卵 その他の家さんの卵		0.05 0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
 ○: 既に、国内において農薬登録のあるもの
 (#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
 推: 推定される残留量であることを示す

プロヘキサジオンカルシウム塩

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.5
大麦	0.1
ライ麦	0.1
その他の穀類 ^{注1)}	0.1
らっかせい	1
キャベツ	0.2
日本なし	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	0.4
いちご	2
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注2)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注3)}	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01

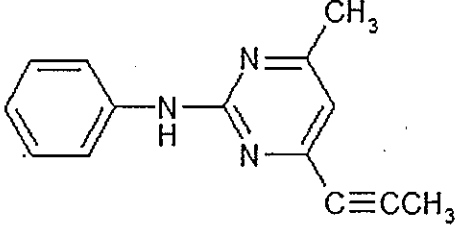
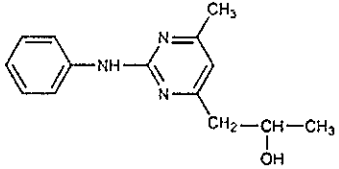
※今回基準値を設定するプロヘキサジオンカルシウム塩とは、プロヘキサジオンカルシウム塩及びその遊離体であるプロヘキサジオンをプロヘキサジオンカルシウム塩に換算したものをいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メパニピリム (Mepanipyrim)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬/殺菌剤
作用機構	アニリノピリミジン系の殺菌剤である。病原菌体のタンパク分泌を抑制し、菌体細胞内に蓄積させる作用及びアミノ酸やグルコース等の菌体への取込み阻害により、胞子の発芽管伸長を阻害し、その後の付着器の形成、宿主への侵入に至る病原菌の感染行動を阻害して抗菌作用を示すと考えられている。
適用作物/適用病害	かんきつ/灰色かび病 等
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国でぶどう、いちご等に、EU においてトマト、なす等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.073 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 7.34 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験では、雌で肝細胞腺腫の増加が認められ、マウスを用いた発がん性試験では、雌雄で肝細胞腺腫及び肝細胞癌の増加が認められたが、メカニズム試験及び遺伝毒性試験の結果から、腫瘍発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD : 4 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・経口) 無毒性量 400 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体とする。</p>  <p>メパニピリムプロパノール体</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="592 248 1441 477"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>17.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>20.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	17.9	幼小児 (1~6 歳)	42.2	妊婦	20.2	高齢者 (65 歳以上)	20.6
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	17.9										
幼小児 (1~6 歳)	42.2										
妊婦	20.2										
高齢者 (65 歳以上)	20.6										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 28 年 8 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類 えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類	0.5	0.5	○			0.14(\$), 0.08(あずき)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3		申			1.05(\$), 0.89
ねぎ(リーキを含む。)	10	10	○			3.50(\$), 0.31(菜ねぎ)
トマト	5	5	○			3.5(\$), 2.45, 2.45, 2.0, 0.72, 0.36(ミ ニトマト)
ピーマン	5		申			1.38, 2.25
なす	5	5	○			2.38(\$), 2.08, 0.93, 0.9, 0.47
その他のなす科野菜		5				
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	2	○			0.17(#), 0.23(#), 0.399(#), 0.396(#), 0.43(#), 0.54(#)(%)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	7.5	○			0.62, 0.55
しろり		5				
すいか	0.5	2	申			0.15(\$), 0.13, 0.11, 0.11
メロン類果実	0.1	2	○			0.02, <0.01
まくわり		2				
その他のうり科野菜		5				
未成熟えんどう		2				
未成熟いんげん		2				
えだまめ		2				
その他の野菜		5				
みかん	0.1	0.2	○			0.029(\$), <0.01, <0.02, <0.02
なつみかんの果実全体	1	2	○			0.460, 0.312
レモン	2	2	○			(かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(かぼす参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(かぼす参照)
ライム	2	2	○			(かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			0.68(\$), 0.14, <0.04(かぼす) /<0.04(ゆず)
りんご	2	2	○			0.63, 0.589
日本なし	1	2	○			0.311(\$), 0.04
西洋なし	1	2	○			(日本なし参照)
マルメロ		2				
びわ	0.05	2	○			<0.01, <0.01
もも	2	2	○			0.838, 0.753
ネクタリン		2				
あんず(アプレコットを含む。)		20				
すもも(プルーンを含む。)		20				
うめ		20				
おうとう(チェリーを含む。)		20				
いちご	10	10	○			4.06(\$), 1.73, 1.713, 0.97, 0.878
ラズベリー	5	20	○			2.0, 1.9
ブラックベリー		20				
ブルーベリー		20				
クランベリー		20				
ハックルベリー		20				
その他のベリー類果実		20				
ぶどう	15	15	○			8.09(\$), 3.80, 1.56, 1.52, 0.609, 0.116
かき	2	2	○			0.58(\$), 0.39
バナナ		2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
キウイ バナナ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	1	2	○			<0.4, <0.4
その他の果実		20				
その他のスパイス	10	20	○			5.7(\$), 4.71, 4.7, 1.52 (みかん(果皮))
その他のハーブ		5				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

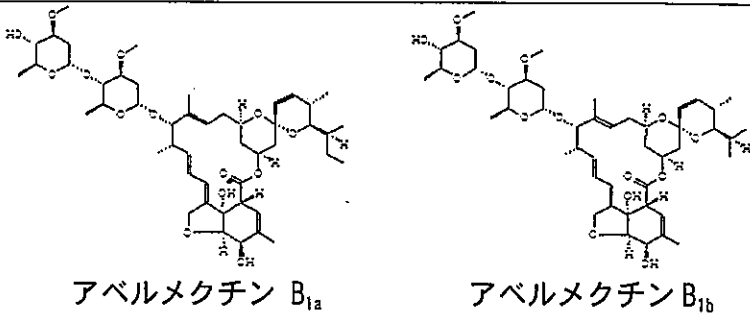
(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

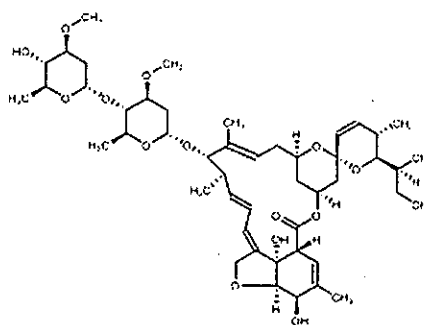
(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

メパニピリム

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するメパニピリムとは、メパニピリム及びメパニピリムプロパノール体【1-(2-アニリノ-6-メチルピリミジン-4-イル)-2-プロパノール】(抱合体を含む)をメパニピリムに換算したものの和をいう。
小豆類 ^{注1)}	0.5	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及
ねぎ(リーキを含む。)	10	びレンズを含む。
トマト	5	
ピーマン	5	
なす	5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	
すいか	0.5	
メロン類果実	0.1	
みかん	0.1	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
なつみかんの果実全体	1	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
レモン	2	の外皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
グレープフルーツ	2	のものをいう。
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	2	
りんご	2	
日本なし	1	
西洋なし	1	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
びわ	0.05	洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ
もも	2	プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、
いちご	10	ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ラズベリー	5	
ぶどう	15	
かき	2	
マンゴー	1	
その他のスパイス ^{注3)}	10	

アバメクチン (Abamectin)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があった。
構造式	 <p style="text-align: center;">アベルメクチン B_{1a} アベルメクチン B_{1b}</p> <p>(アバメクチンはアベルメクチン B_{1a} 及びアベルメクチン B_{1b} の混合物である。存在比はアベルメクチン B_{1a} ≥80%、アベルメクチン B_{1b} ≤20%)</p>
用途	農薬／殺虫剤、動物用医薬品／寄生虫駆除剤
作用機構	16員環マクロライド骨格を有する殺虫剤である。グルタミン酸を伝達物質とする塩素チャネルの塩素イオンの透過性を高め、神経や筋細胞の細胞膜を過分極させて機能を抑制することにより、殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫	なす／アザミウマ類 等
我が国の登録、承認状況	農薬：なす、メロン等に農薬登録されている。 動物用医薬品：動物用医薬品として承認されていない。
諸外国の状況	1995年にJECFAにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。2015年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADI及びARfDが設定されている。国際基準はばれいしょ、トマト、牛等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ、核果類、牛等に、カナダにおいてレタス、りんご等に、EUにおいてなす、いちご、牛等に、豪州においてりんご、なし、牛等に、ニュージーランドにおいてトマト、アボカド、牛等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI：0.0006 mg/kg 体重/day [設定根拠] 妊娠6日～哺育(分娩後)21日 発達神経毒性試験(ラット・強制経口) 最小毒性量 0.12 mg/kg 体重/day 安全係数 200 (最小毒性量を用いたことによる追加係数2)</p> <p>ARfD：0.005 mg/kg 体重 [設定根拠①] 急性神経毒性試験(ラット、強制経口) [設定根拠②] 亜急性毒性試験(イヌ、強制経口) [設定根拠③] 亜急性毒性試験(イヌ、混餌) [設定根拠④] 慢性毒性試験(イヌ、混餌) 無毒性量：0.5 mg/kg 体重 安全係数：100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アベルメクチン B _{1a} 、アベルメクチン B _{1b} 及び代謝物 [b] (8, 9-Zアベルメクチン B _{1a}) とする。



代謝物 [b]

	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="584 636 1434 862"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>37.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>75.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>39.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案又は最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	37.4	幼小児 (1~6 歳)	75.7	妊婦	34.5	高齢者 (65 歳以上)	39.6
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	37.4										
幼小児 (1~6 歳)	75.7										
妊婦	34.5										
高齢者 (65 歳以上)	39.6										
意見聴取の状況	平成 28 年 8 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値			作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
大豆	0.005			0.005			
小豆類	0.005			0.005			
らっかせい	0.005			0.005			
その他の豆類	0.005			0.005			
ばれいしょ	0.01	0.01		0.005	0.01	米国	【<0.004(#)(n=22)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01			0.01	米国	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.01	0.01		0.005	0.01	米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01		0.005	0.01	米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.01	0.01			0.01	米国	【米国ばれいしょ参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.2	0.05	IT	0.15	0.1	米国	
たまねぎ	0.005			0.005			
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.1	○	0.005			0.017(\$),0.005
にんにく	0.005			0.005			
セロリ	0.03			0.03			
その他のせり科野菜	0.05	0.05			0.05	米国	【0.00524, 0.0173(セルリアック 葉), <0.004(#)(n=2)(セルリアック 根)(米国)】
トマト	0.3	0.02	申	0.05			0.041-0.097(\$)(n=4)
ピーマン	0.5	0.5	○	0.09			0.076, 0.104(\$)
なす	0.2	0.2	○	0.05			0.027, 0.044
その他のなす科野菜	0.2	0.2		0.005	0.2	韓国	【0.020(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.01	申	0.03			0.028, 0.039
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01					
すいか	0.05	0.05	○				<0.009, <0.009
メロン類果実	0.05	0.05	○				<0.009, <0.009
その他のうり科野菜	0.01	0.01			0.01	米国	【米国ばれいしょ参照】
しょうが	0.01	0.01			0.01	米国	【米国ばれいしょ参照】
未成熟いんげん	0.08			0.08			
その他の野菜	0.08	0.01		0.08			
みかん	0.02		申				<0.002-<0.009(n=4)
なつみかんの果実全体	0.1	0.01	申	0.02			<0.06-0.029(n=4)
レモン	0.1	0.01	申	0.02			なつみかん参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	0.01	申	0.02			なつみかん参照
グレープフルーツ	0.1	0.01	申	0.02			なつみかん参照
ライム	0.1	0.01	申	0.02			なつみかん参照
その他のかんきつ類果実	0.1	0.01	申	0.02			なつみかん参照
りんご	0.01	0.02		0.01			
日本なし	0.01	0.02		0.01			
西洋なし	0.01	0.02		0.01			
マルメロ	0.01			0.01			
ネクタリン	0.09	0.09		0.03	0.09	米国	【米国の核果果実参照】
あんず(アプリコットを含む。)	0.09	0.09		0.03	0.09	米国	【米国の核果果実参照】
すもも(プルーンを含む。)	0.09	0.09		0.005	0.09	米国	【<0.004-0.008(n=9)(米国)】
おうとう(チェリーを含む。)	0.09	0.09		0.07	0.09	米国	【0.006-0.022(n=7)(スイートチェ リー), 0.012-0.065(n=5)(タルトチェ リー)(米国)】
いちご	0.2	0.02	IT	0.15	0.15	EU	
ラズベリー	0.05			0.05			
ブラックベリー	0.05			0.05			
ぶどう	0.02		IT	0.01	0.02	米国	【<0.004-0.0079(n=13)(米国)】
パパイア	0.02			0.015			
アボカド	0.02			0.015			
マンゴー	0.01			0.01			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実	0.005			0.005		
綿実	0.02	0.01		0.015		
ぎんなん	0.005			0.005		
くり	0.01	0.01		0.005	0.01 米国	【米国 ベカン、アーモンド、クルミ 参照】
ベカン	0.01	0.01		0.005	0.01 米国	【<0.004(#)(n=7)(米国)】
アーモンド	0.01	0.01		0.005	0.01 米国	【<0.004(#)(n=6)(米国)】
くるみ	0.01	0.01		0.005	0.01 米国	【<0.004(#)(n=6)(米国)】
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.005	0.01 米国	【米国 ベカン、アーモンド、クルミ 参照】
茶	1	1	○			0.477(\$),0.072
ホップ	0.2	0.2		0.15		
その他のスパイス	1		申	0.02		0.0374-0.410(\$)(n=4)
その他のハーブ	0.03	0.03		0.005	0.03 米国	【<0.004-0.010(n=3)(バジル)(米 国)】
牛の筋肉	0.02	0.01			0.02 米国	【<0.002(動物用医薬品由来)(米 国)】
豚の筋肉	0.02				0.02 豪州	【豚の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪	0.1	0.1		0.1		
豚の脂肪	0.02	0.02			0.02 豪州	【<0.003-0.0055(n=5)(投与後21 日)(動物用医薬品由来)(豪州)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		
豚の肝臓	0.02	0.02			0.02 豪州	【<0.003-0.0054(n=5)(投与後21 日)(動物用医薬品由来)(豪州)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓	0.06	0.06		0.05	0.06 米国	(牛の食用部分参照)
豚の腎臓	0.01	0.01			0.01 豪州	【<0.002-0.0021(n=5)(投与後21 日)(動物用医薬品由来)(豪州)】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分	0.06	0.06			0.06 米国	【0.007(動物用医薬品由来)(米 国)】
豚の食用部分	0.02	0.02			0.02 米国	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳	0.02	0.02			0.02 豪州	【<0.001-0.023(n=66), 0.0021- 0.014(n=54)(動物用医薬品由来) (豪州)】
どうがらし(乾燥させたもの)	0.5	0.2		0.5		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

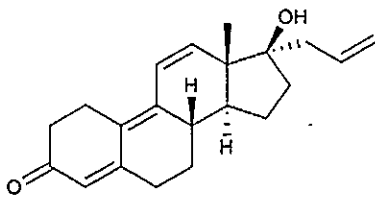
(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

アバメクチン

食品名	残留基準値	
	ppm	
大豆	0.005	※今回基準値を設定するアバメクチンとは、アベルメクチンB _{1a} 、アベルメクチンB _{1b} 及び代謝物[b] 【8,9-Z-アベルメクチンB _{1a} 】の総和をいう。
小豆類 ^{注1)}	0.005	
らっかせい	0.005	
その他の豆類 ^{注2)}	0.005	
ばれいしょ	0.01	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも(長いもをいう。)	0.01	
その他のいも類 ^{注3)}	0.01	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
たまねぎ	0.005	
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	注3)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
にんにく	0.005	
セロリ	0.03	
その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.05	注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	0.3	
ピーマン	0.5	
なす	0.2	
その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.2	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	
すいか	0.05	
メロン類果実	0.05	注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.01	
しょうが	0.01	注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
未成熟いんげん	0.08	
その他の野菜 ^{注7)}	0.08	
みかん	0.02	注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.1	
レモン	0.1	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.1	
グレープフルーツ	0.1	
ライム	0.1	
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	0.1	
りんご	0.01	
日本なし	0.01	
西洋なし	0.01	
マルメロ	0.01	
ネクタリン	0.09	注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
あんず(アプリコットを含む。)	0.09	
すもも(プルーンを含む。)	0.09	
おうとう(チェリーを含む。)	0.09	
いちご	0.2	
ラズベリー	0.05	
ブラックベリー	0.05	
ぶどう	0.02	

食品名	残留基準値	
	ppm	
パパイヤ アボカド マンゴー	0.02 0.02 0.01	注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
その他の果実 ^{注9)}	0.005	
綿実	0.02	
ぎんなん	0.005	
くり	0.01	
ペカン	0.01	
アーモンド	0.01	
くるみ	0.01	
その他のナッツ類 ^{注10)}	0.01	
茶 ホップ	1 0.2	
その他のスパイス ^{注11)}	1	
その他のハーブ ^{注12)}	0.03	注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.02 0.02 0.02	
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.02 0.02	注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.02 0.02	
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.06 0.01 0.01	注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
牛の食用部分 ^{注14)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.06 0.02 0.02	
乳	0.02	
とうがらし(乾燥させたもの)	0.5	

アルトレノゲスト (Altrenogest)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／ホルモン剤										
作用機構	炭素数 21 の 19-ノルテストステロン類に属する合成ホルモン剤である。黄体ホルモンに類似した生理活性を有しており、脳下垂体に作用して負のフィードバック作用により性腺刺激ホルモンの分泌を抑制すると考えられている。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。										
諸外国の状況	JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダ及び豪州において豚に、EU において豚及び馬に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.00004 mg/kg 体重/day [設定根拠] 90 日間 (3 月経周期) 亜急性毒性試験 (サル・経口) 無毒性量 0.004 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：アルトレノゲストとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="582 1366 1436 1601"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>20.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>5.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	7.8	幼小児 (1~6 歳)	20.8	妊婦	7.5	高齢者 (65 歳以上)	5.6
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	7.8										
幼小児 (1~6 歳)	20.8										
妊婦	7.5										
高齢者 (65 歳以上)	5.6										
意見聴取の状況	平成 28 年 8 月 9 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.001	0.003	IT		0.001 米国	【<0.00125(投与後21日)】 【<0.001(投与後14日)(馬)】
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.004	0.003	IT		0.004 EU 0.004 EU	【<0.00125(投与後21日)】 【<0.002(投与後14日)(馬)】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.004	0.005	IT		0.004 米国 0.004 EU	【<0.00125(投与後14日)】 【<0.002(投与後14日)(馬)】
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.004	0.005	IT			【<0.00125(投与後14日)】*1 【<0.002(投与後14日)(馬)】*2
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.004	0.005	IT			【豚の肝臓参照】 【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照】
乳		0.003				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.003				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.003				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.003				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.003				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.003				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.003				
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類		0.003				
はちみつ		0.003				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

*1 豚の腎臓の残留データに基づき、米国における豚の肝臓の基準値を参考として基準値案を策定した。

*2 馬の腎臓の残留データに基づき、EUにおける馬の肝臓の基準値を参考として基準値案を策定した。

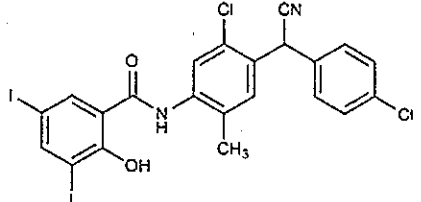
アルトレノゲスト

食品名	残留基準値
	ppm
豚の筋肉	0.001
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.001
豚の脂肪	0.004
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.004
豚の肝臓	0.004
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.004
豚の腎臓	0.004
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.004
豚の食用部分 ^{注2)}	0.004
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.004

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

クロサンテル (Closantel)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入前に設定された基準値及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	動物用医薬品／寄生虫駆除剤										
作用機構	サリチルアニリド誘導体で、主に肝蛭 (<i>Fasciola hepatica</i>) 等の吸虫類、線虫類及び節足動物の複数の種や発育過程に対して使用される広範囲のスペクトルを有する寄生虫駆除剤である。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。										
諸外国の状況	1992年にJECFAにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は牛及び羊に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて牛、羊及び乳に、豪州において羊に、ニュージーランドにおいて牛及び羊に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.025 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 13週間 亜急性毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>[設定根拠②] 24ヶ月 発がん性試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 2.5 mg/kg 体重/day (発がん性は認められなかった) 安全係数 100</p> <p>[設定根拠③] 3ヶ月 亜急性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 2.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロサンテルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。なお、暴露量は、食品中に残留するクロサンテル由来の残留物の全てがクロサンテルと同程度の毒性を持つと仮定して試算を行った。</p> <table border="1" data-bbox="582 1646 1436 1870"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>3.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	5.1	幼小児 (1~6歳)	10.2	妊婦	8.1	高齢者 (65歳以上)	3.3
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	5.1										
幼小児 (1~6歳)	10.2										
妊婦	8.1										
高齢者 (65歳以上)	3.3										
意見聴取の状況	平成28年8月9日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO通報の対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	1	1.0		1.0		
羊の筋肉		1.5		1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2					
牛の脂肪	3	3.0		3.0		
羊の脂肪		2.0		2.0		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2					
牛の肝臓	1	1.0		1.0		
羊の肝臓		1.5		1.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2					
牛の腎臓	3	3.0		3.0		
羊の腎臓		5.0		5.0		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5					
牛の食用部分	3	1				【牛の腎臓の基準値参照】
羊の食用部分		1.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5					【その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓の基準値参照】

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

クロサンテル

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	1 2
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	3 2
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1 2
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	3 5
牛の食用部分 ^{注2)} その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	3 5

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。